

大学等技術移転促進法に基づく試験研究独立行政法人等技術移転事業者の認定について

1 . 試験研究独立行政法人等技術移転事業者の認定

農林水産省は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第13条第1項に基づき、平成15年6月2日に社団法人農林水産技術情報協会を農林水産省所管の試験研究独立行政法人が保有する特許等の民間事業者への技術移転事業者（TLO：Technology Licensing Organization）として認定した。

2 . 認定TLOの事業等

- (1) 農林水産省所管の試験研究独立行政法人が保有する特許等を民間事業者に移転する。
- (2) 農林水産省所管の試験研究独立行政法人から譲渡された特許権等について、特許料等の納付義務が免除される等の法的支援が受けられる。

3 . 今回の認定について

当該TLOは、国の試験研究機関又は試験研究独立行政法人が保有する特許等を移転する事業者として、経済産業省、厚生労働省認定のTLOに次ぐ3番目の認定TLOである。

4 . 社団法人農林水産技術情報協会について

(1) 社団概要

- ・住所 : 東京都中央区日本橋兜町15-6 製粉会館6階
- ・理事長 : 亀若 誠
- ・設立年月日 : 昭和52年11月17日

(2) 技術移転事業部門の名称

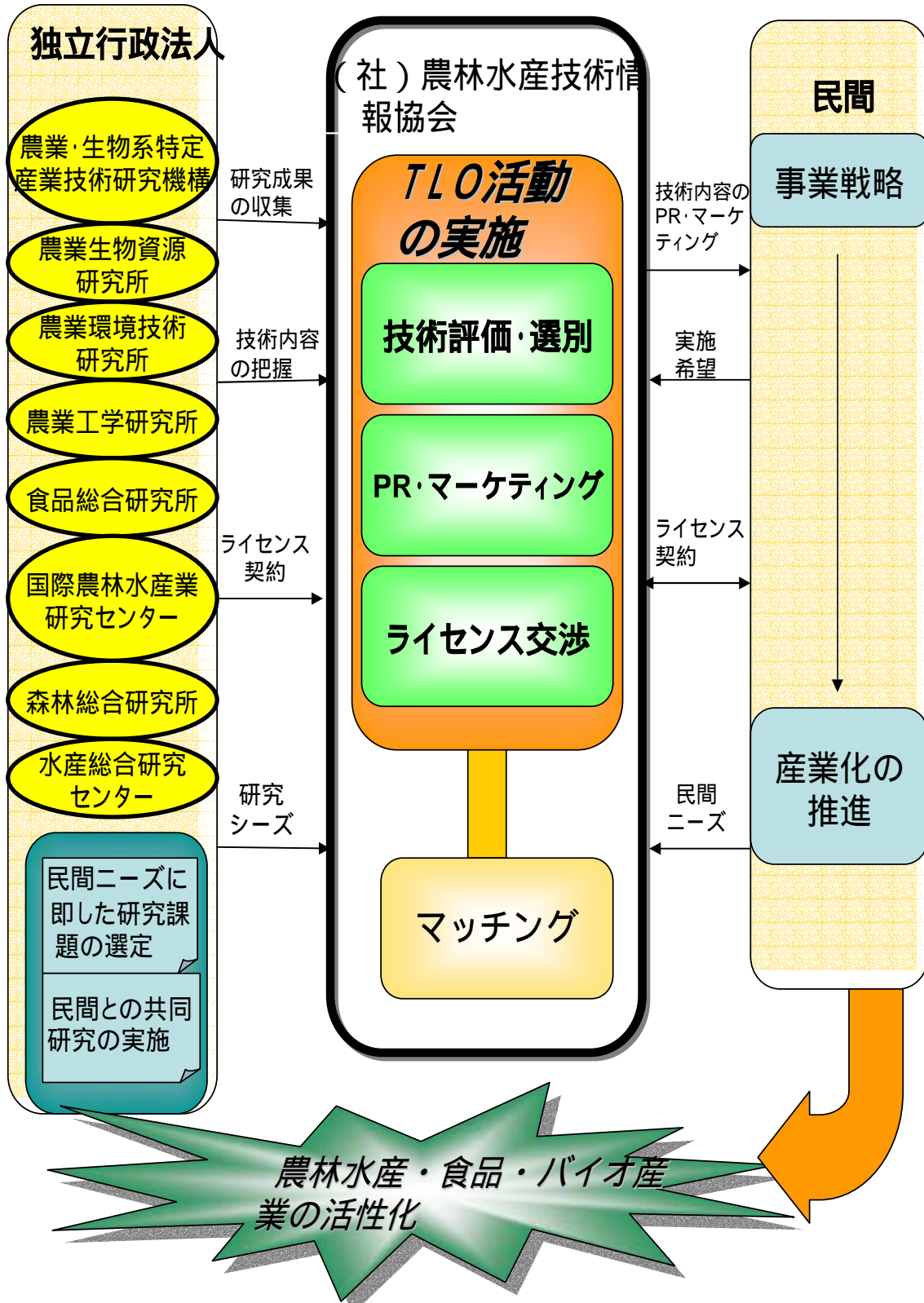
AFFTIS アイピー（農林水産大臣認定TLO）

(AFFTIS^{アイ}化^イ - :Agriculture, Forestry and Fisheries Technical Information Society Intellectual Propertyの頭文字を用いた名称で、アフティスアイピーと読みます)

(3) 技術移転事業の開始時期

平成15年6月

農林水産技術移転促進事業



平成 16 年度知的財産関連定員の新設

- 1 . 研究開発における知的財産戦略の推進
(課長補佐及び係長)
- 2 . 植物新品種の育成者権の保護・活用対策の強化
(係長)

総合科学技術会議「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて(意見)」に対する対応について

・研究成果・研究材料等の管理の在り方に関する検討連絡会

平成13年5月理化学研究所の研究者が、経済スパイ法違反などの容疑で起訴された事件を契機として、平成13年6月に農林水産省及び農林水産省試験研究機関により「研究成果・研究材料等の管理の在り方に関する検討連絡会」を設け、議論を行った。

検討連絡会では総合科学技術会議「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて(意見)」等を踏まえ、農水省試験研究機関において、研究成果等の取扱いに問題が生じることがないように、研究成果の取扱いに関する規程を作成することとした。

これを受けて以下の通り農水省試験研究機関において規定を作成した。

	規程名	施行日
農業技術研究機構	「研究成果管理等規程」他1規程	H14.4.1
農業生物資源研究所	「研究材料等管理規程」	H14.5.14
農業環境技術研究所	「研究成果等管理規程」	H14.4.1
農業工学研究所	「試験研究成果物の取扱いに関する規程」	H14.3.27
食品総合研究所	「研究成果物管理規程」	H14.7.12
国際農林水産業研究センター	「研究成果等管理規程」	H14.7.1
森林総合研究所	「研究成果等管理規則」	H14.4.23
水産総合研究センター	「研究成果等管理規程」	H14.6.17

・農林水産省所管研究機関の知的財産等研究成果の取扱いの現状等

1 研究成果の管理等について

(1) 研究開発成果の取扱いに関する規定の整備状況と帰属関係

知的財産権	}	原則として研究機関に帰属
研究データ / 情報		
研究試料、研究材料		
実験装置		
試作品		

(2) 研究成果物の適切な管理・保管の手続きが定められている。

(3) 全ての委託研究契約をバイドール条項を含めて締結。原則的に受託者に帰属させている。

4 研究契約における研究成果の取扱い及び技術移転

(1) 特許出願

知財専門部局又は担当官が、出願・特許管理・許諾契約等を行う。明細書作成、手続きは外部弁理士に委託。

実施料から一定の計算式で産出した額を研究者に還元。500万円までは50%、上限無し。

特許が研究者の評価基準に採用されている。

研究開発情報の対外発表に関する規定は無いが、発表前に出願するよう職務発明審査会等で指導している。

(2) 技術移転

機関の単独所有となる特許権等については、原則通常実施権を許諾。

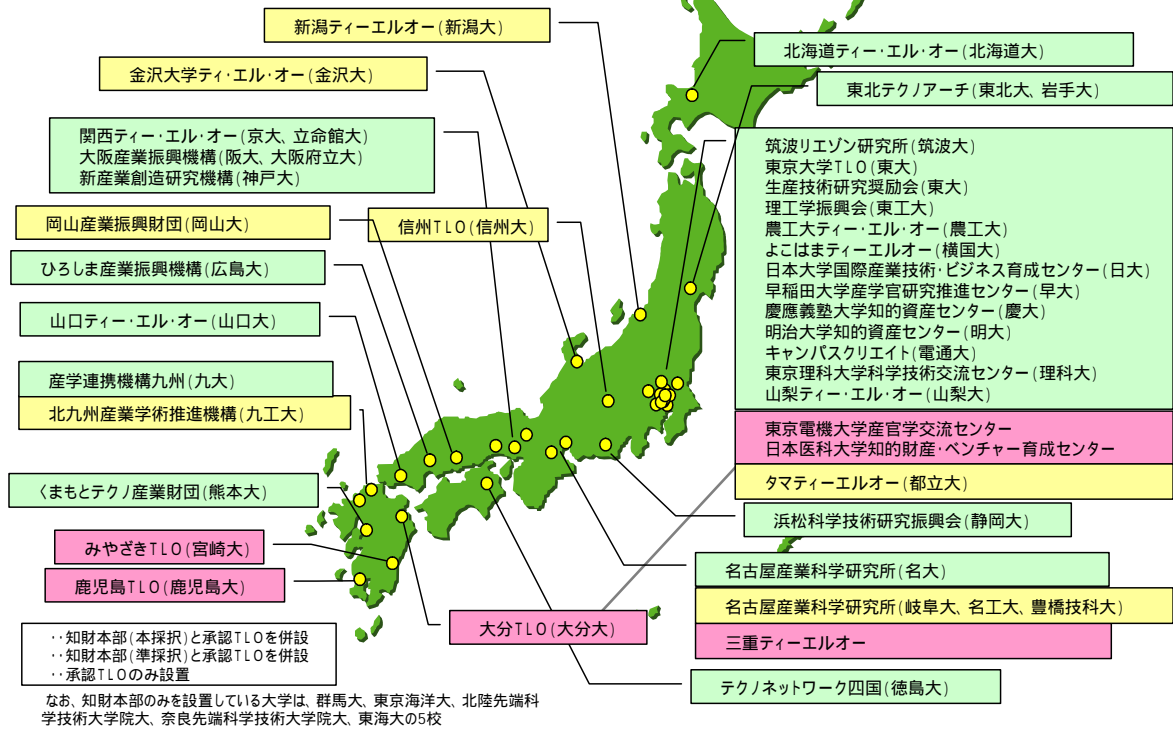
平成15年6月2日付けで、(社)農林水産技術情報協会を、大学等技術移転促進法に基づく試験研究独立行政法人等技術移転事業者(TLO)に認定し、技術移転促進に関する体制を整備。

共同研究契約書、特許検討実施契約書等を整備。契約書の雛形変更については柔軟に対処。

共同研究における守秘義務に関しては、共同研究契約書に明記。

TLO・知的財産本部について

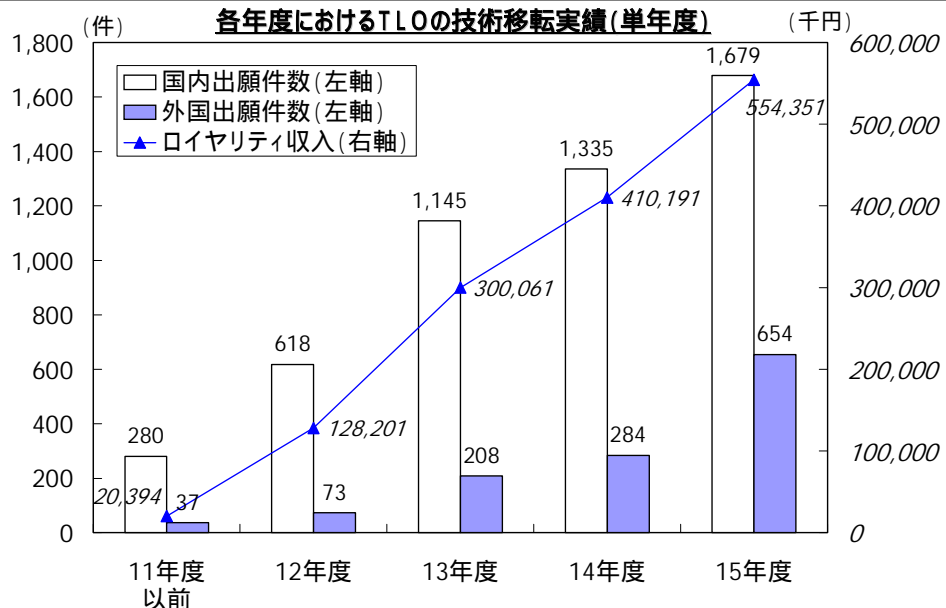
知的財産本部・TLOの整備状況



TLO・知的財産本部について

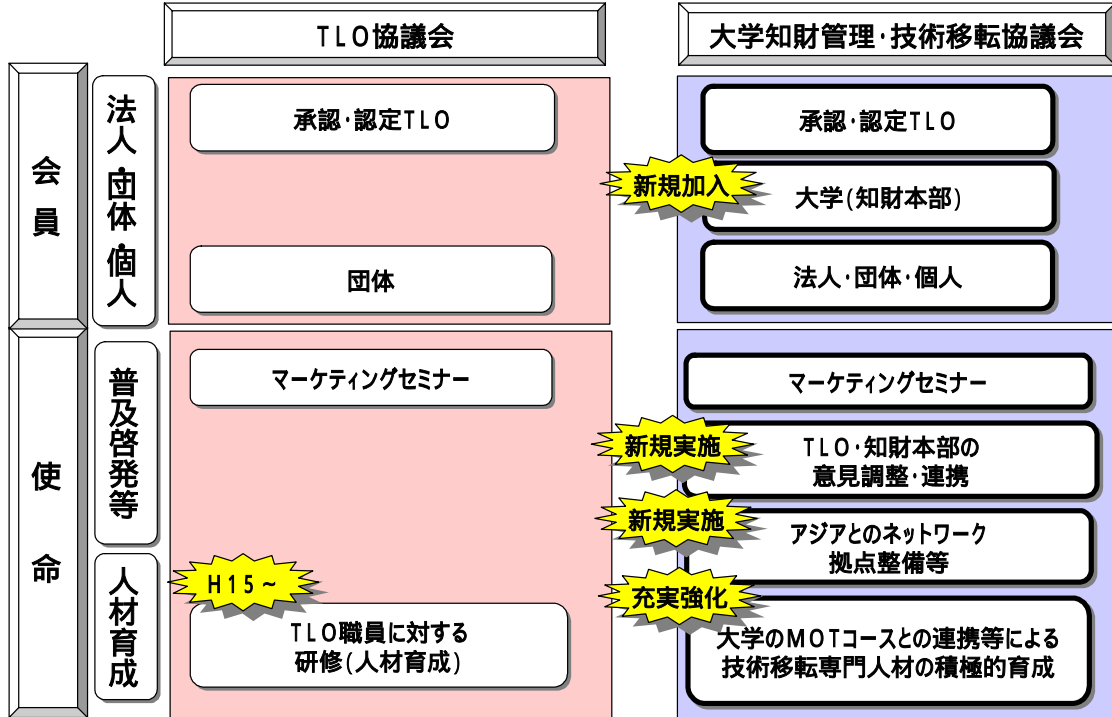
TLOの技術移転実績

- 承認TLOの特許出願件数及びロイヤリティ収入は着実に増加しつつある。
- TLO補助金の一環として、平成15年度よりTLOへの外国出願補助を新規に開始したことを受け、外国出願件数が大幅に増加している。



大学・TLOによる全国組織の創設(TLO協議会の拡充)

- 大学知財本部とTLOとが連携しつつ知的財産に関する総合的な体制の整備を図るため、「大学知財管理・技術移転協議会」に名称変更(平成15年8月27日)。
- 本年4月以降、大学知財本部を新会員に加え、新たに活動を展開予定。



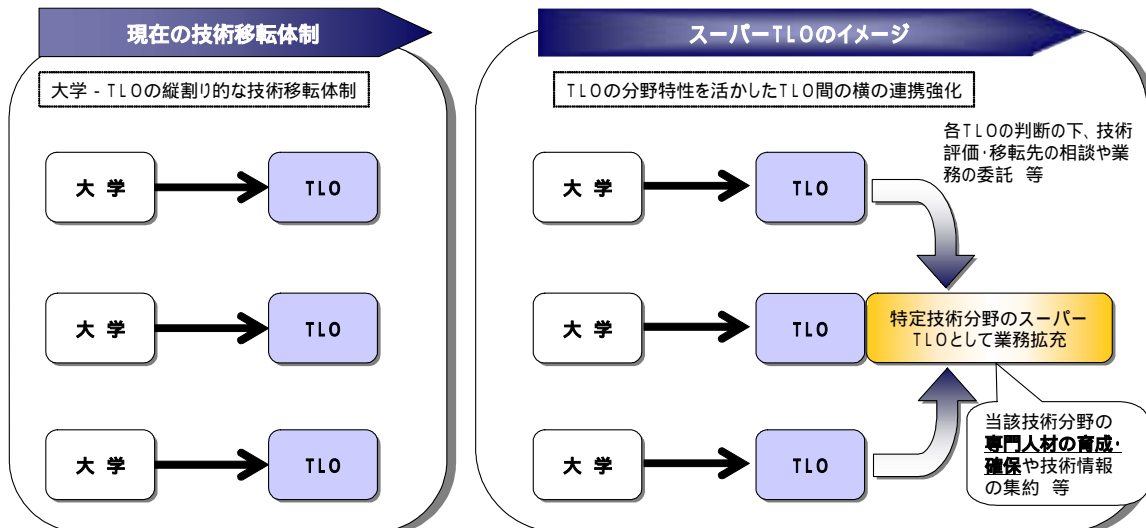
大学・TLOの知財管理・活用のための支援(平成16年度予算)

()は平成15年度予算額

TLO補助金(スーパーTLO支援を新規に実施) 平成16年度予算:9.0億円(6.0億円)

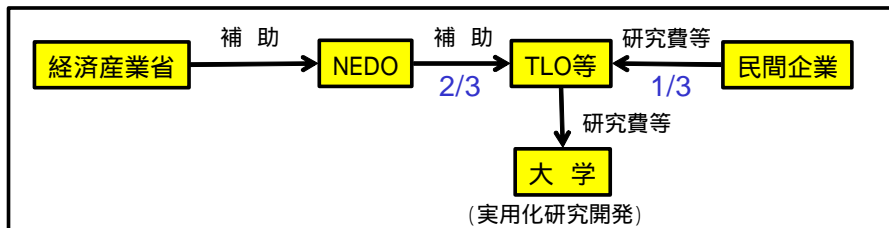
TLOは大学と密接な連携を図りつつ技術移転活動を行っており、現在、個別TLOに対する**立ち上げ支援**及び**海外出展に対する支援**を行っているところ。

平成16年度はこれらの支援を引き続き行うとともに、**実需の高い技術分野で技術移転実績が特に優れたTLOを他のTLOの専門性を補完する存在(スーパーTLO)として重点支援**することを通じ、我が国の技術移転システムの抜本強化を図る。



大学発事業創出実用化研究開発事業(マッチングファンド) 平成16年度予算:26.0億円(24.1億円)

大学の研究成果を活用した新事業、新市場創出に向けた研究開発を活性化させるため、マッチングファンド方式を活用し企業と大学とが連携して行う、大学の研究成果の事業化のために行う 事前調査事業(F/S) 実証化研究・開発(R&D)に対する支援を行う。 資金提供事業者が中小企業の場合のみ

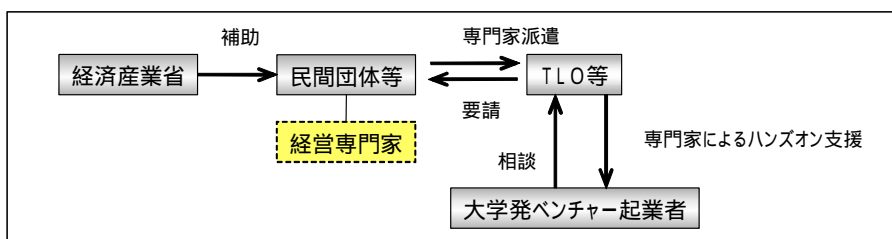


【支援実績】

平成14年度予算での採択件数:52件
 これらが事業化された場合の市場規模:7,276億円(事業化から5年間の売上高ベース)
 平成14年度補正予算での採択件数:106件
 これらが事業化された場合の市場規模:11,489億円(事業化から5年間の売上高ベース)
 平成15年度予算での採択件数:13件
 これらが事業化された場合の市場規模:1,917億円(事業化から5年間の売上高ベース)

大学発ベンチャー経営等支援事業 平成16年度予算:2.0億円(1.5億円)

大学発ベンチャー等に対して、経営・法務・財務の専門家(具体的には弁護士、会計士、企業経験者等)の派遣を実施する。専門家によるハンズオン支援により加速的に大学発ベンチャーの創出・育成を支援。



【支援実績】

	H13年度補正	H14年度	H15年度上期
予算	0.5億円	1.5億円	1.5億円(通年)
TLO等機関	20機関	27機関	35機関
支援ベンチャー	66社	131社	115社
設立ベンチャー	7社	17社	10社
支援回数	290回	1218回	581回
専門家数	43名	74名	96名

設立ベンチャー数は、支援ベンチャー数の内数

大学等における知的財産管理等のための環境整備に対する支援

営業秘密侵害に対する刑事罰の導入を盛り込んだ不正競争防止法改正、さらには知的財産推進計画を受け、本年1月13日に経済産業省内に「大学における秘密管理指針検討委員会」（委員長：齋藤憲道・経営法友会副代表幹事）を設置。本年4月に「大学における秘密管理指針作成のためのガイドライン」を策定。

知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

第1章6 産学官連携に関するルールの整備を支援し、契約締結の柔軟性を確保する
)…営業秘密の取扱いについては、企業側の営業秘密の保護と、大学における学問・研究の自由を両立させるという観点、及び研究者の発明の公知化を防止するという観点から、大学における秘密管理の参考となる考え方を整理し、周知する。

委員名簿

浅井 達夫	長岡技術科学大学教授
石川 功造	ヤフー(株)法務部マネージャー
奥邨 弘司	松下電器産業(株)法務本部法務グループIT・著作権チーム主事
勝田 正文	早稲田大学理工学部教授
斉藤 憲道	松下電器産業(株)法務本部法務グループマネージャー
下田 隆二	東京工業大学フロンティア創造共同研究センター教授
中島 暁	三菱重工業(株)法務部技術法務グループ
西川 貴祥	凸版印刷(株)法務部経営法務部
長谷川史彦	東北大学未来科学技術共同研究センター助教授
平井 昭光	レクスウェル法律特許事務所長 弁護士・弁理士
藤井 孝司	トヨタ自動車(株)東京国内・渉外グループ長
宮根 亮	武田薬品工業(株)法務部(国内法務)

:委員長

大学等における人材育成に対する経済産業省の取組 技術経営(MOT)人材育成の現状

平成15年度MOT人材育成規模計

ディグリープログラム		ノンディグリープログラム	
教育機関名	定員(名)	教育機関名	定員(名)
九州大学大学院 経済学府産業マネジメント専攻	45	(株)アイビーと	40
高知工科大学大学院 工学研究科基礎工学専攻	210	(財)大学コンソーシアム京都	20
静岡理工科大学大学院 理工学研究科	25	東京大学 先端科学技術研究センター	約390
正澤工業大学大学院 工学マネジメント研究科	25	北海道大学 先端科学技術共同研究センター	40
徳川大学大学院 経済・社会科学研究科イノベーション・マネジメント専攻	10	小計	約190
筑波大学大学院 ビジネス科学研究科経営システム科学専攻	30		
東京大学 先端科学技術研究センター	60		
東京工業大学大学院 社会理工学研究科	若干名		
東京都立大学大学院 社会科学研究所経営学専攻	40		
東北大学大学院 工学研究科技術社会システム専攻	30		
名古屋工業大学大学院 産業経済工学専攻	21		
日本大学大学院 グローバルビジネス研究科	25		
北陸先端科学技術大学院大学 知識科学研究科	20		
横浜国立大学大学院 環境情報科学研究科マネジメント専攻	44		
立命館アジア太平洋大学大学院 経営管理研究科	25		
早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科国際経営専攻	約55		
小計	約670		

単一講座	
教育機関名	科目数
青山学院大学大学院 経営学研究科	2
金沢大学大学院 自然科学研究科	2
(株)グローバル	1
工学院大学 第1部国際基礎工学科	4
高知工科大学	3
(株)サイコム-インターナショナル	6
東京大学	16
東京工業大学大学院 情報理工学研究科	1
東京都立科学技術大学	2
東京農工大学大学院 工学研究科	2
山口大学大学院 理工学研究科	3
小計	42

上表において、を付したプログラムが専門職大学院として認可されているものであり、その他のディグリープログラムは全て普通の大学院である。

なお、平成16年度より東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科総合科学技術経営専攻がMOTの専門職大学院として開設予定。

MOT人材育成に対する支援(平成16年度予算)

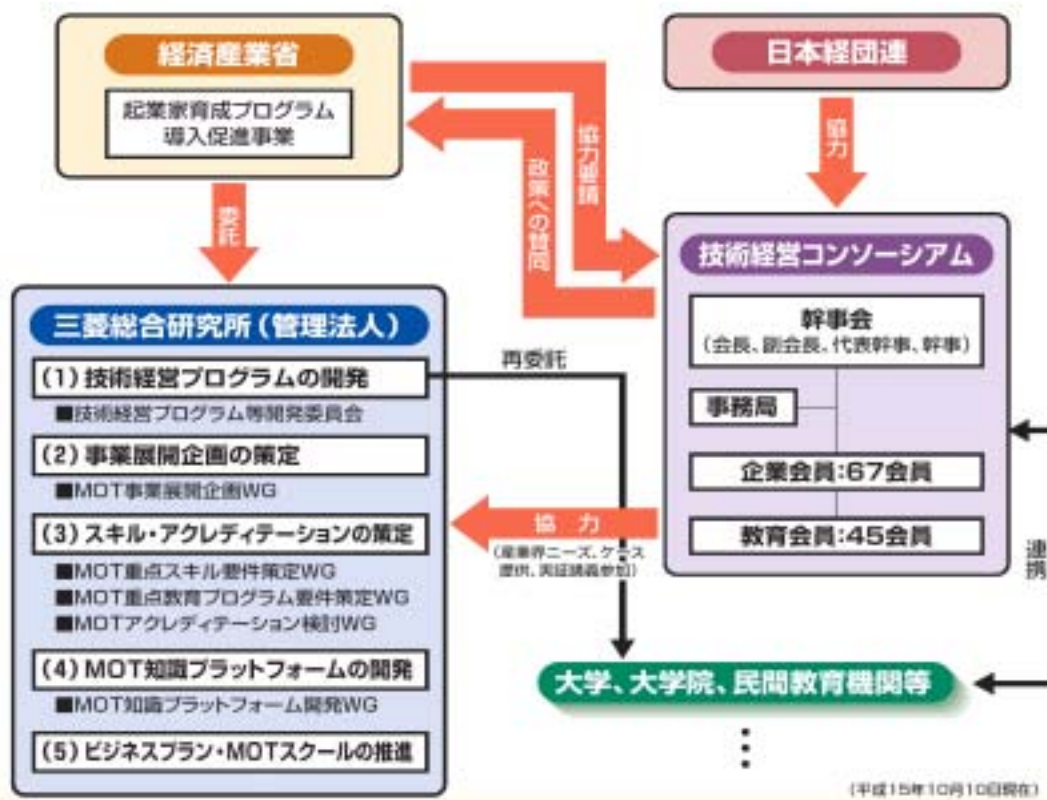
経済産業省支援の概要

技術経営人材育成プログラム導入促進事業

平成16年度予算： 9.5億円（平成15年度予算：2.0億円）

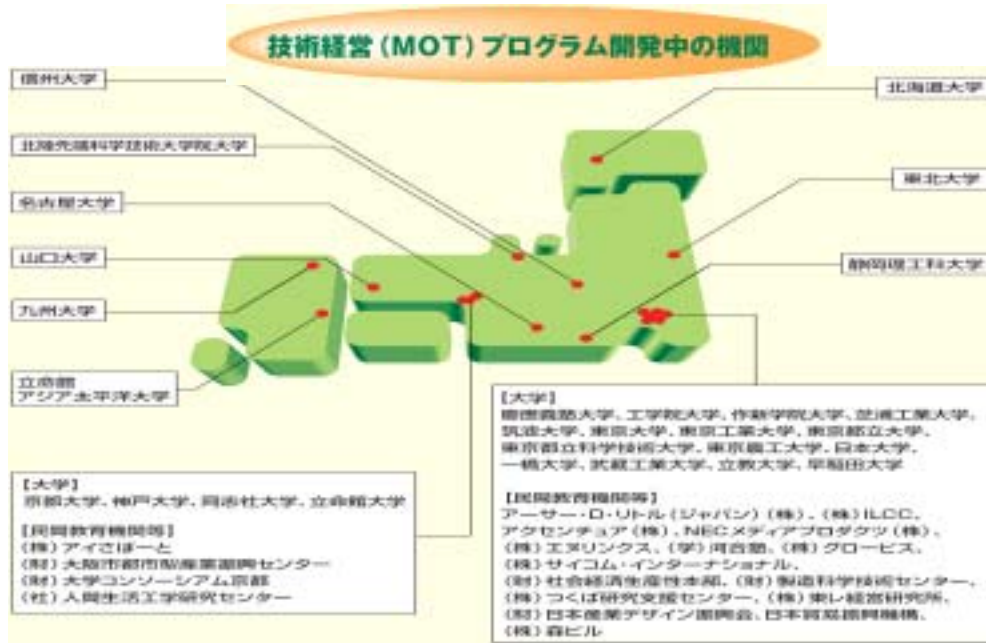
- ・教育機関を対象とした提案公募形式により、大学、大学院、民間教育機関等が、技術経営教育に必要な技術経営プログラム（カリキュラム、教材、ケース等）を、産業界と連携を図りつつ、開発、実証・評価を行う。
- ・また、産業界が求める技術経営のスキル・アクレディテーションを検討し、MOT人材育成の指針を示すとともに、産業界のニーズを恒常的に反映できる人材育成の仕組みの整備を図る。
- ・さらに、開発したプログラムの相互利用を実現し、各種情報流通を促進する「MOT知識プラットフォーム」を開発し、当該システムの実証・評価を行う。

経済産業省支援の全体像



(参考) MOTプログラム開発のためのこれまでの支援

総合的プログラム開発を行う国内の大学をはじめとして、米国のMIT、テキサス大学ほか海外の大学との連携プログラム、さらには、(株)グロービス、(株)アイさぼと、(学)河合塾等の民間教育機関における企業内大学・研修型プログラム等、平成14年度から延べ73機関にプログラム開発を委託。

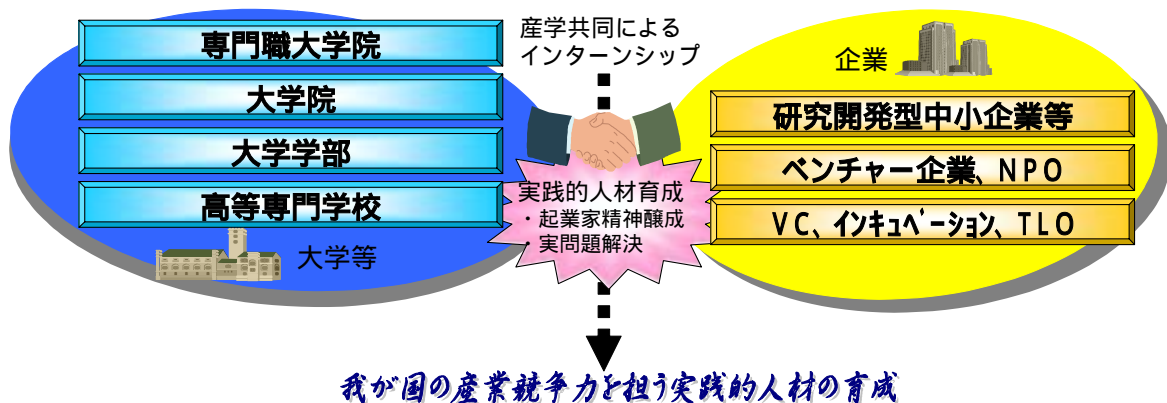


インターンシップ促進に対する経済産業省の取組

実践型インターンシップ事業

平成16年度予算: 起業家輩出支援事業11.4億円の内数(新規)

我が国の産業競争力を担う真に実践的な人材育成を行うためには、大学と企業の強固な連携が不可欠。質に着目したインターンシップ推進へ向けた検討が必要。例: 地域におけるコミュニティ・プロデューサーの発掘・育成とこれによるベンチャー企業派遣型インターンシップのモデル事業を実施。



知的財産権等研究成果の取扱い
 (独立行政法人産業技術総合研究所の取組)
 産学官連携の実績

- 平成13年4月の独立行政法人化を機に、知財の創出(研究者に対する知財意識の高揚とインセンティブの付与)と活用(法人の意志に基づく運用による成果の活用拡大)のための体制・制度を一部見直し(参考1~3)。
- 共同研究等契約数、特許出願数、実施契約数ともに増加傾向。

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度 (~9月末)
共同研究契約	972件	1131件	1577件	973件
受託研究契約 (企業からの委託)	5件 (18百万円)	78件 (369百万円)	131件 (1123百万円)	67件 (511百万円)
日本特許出願	1022件	1070件	1406件	639件
海外特許出願 (オリジナル)	151件	162件	182件	96件
実施契約	149件	186件	296件	307件
実施料	48百万円	144百万円	307百万円	172百万円

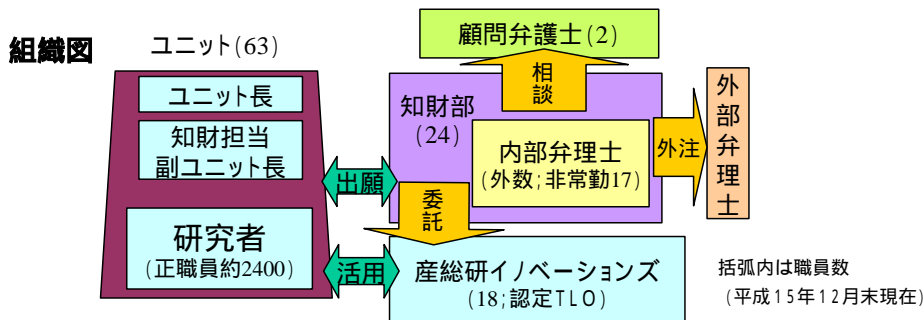
Former AIST

New AIST

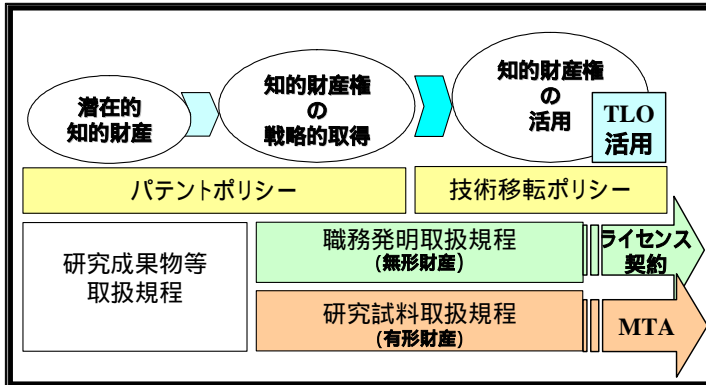
工業技術院時代に取得した権利(特許を受ける権利を含む)は、産業技術総合研究所法により産総研に承継。

(参考)産総研における知的財産の創出・取得・活用の体制・制度

体制・制度	工業技術院時代	産総研
体制整備	・特許管理課	・産学官連携部門, 知的財産部, 知財担当副ユニット長などの設置
知財意識の高揚・共有	-	・パテントポリシー・技術移転ポリシーの制定
知的財産の運用	・国有財産に基づく運用	・法人の意志に基づく運用
研究者へのインセンティブ	・論文中心に評価 ・実施料の5~30%, 上限 600万円/年 (50万円まで30%, 以後金額に応じ20,10,5%に逦減)	・知財と論文を同等に評価 (業績集計表では知財を先に記載) ・実施料の25%, 総額上限無し (100万円までは50%)
技術移転の促進	-	・プログラムなど著作権の実施補償
共同研究成果の活用拡大	・共同研究企業などのみによる実施	・TLO(産総研イノベーションズ)の活用
受託研究の拡大	・受託研究が実質困難	・受託研究への柔軟かつ積極的対応



(参考)産総研における知的財産ポリシーと規程



産総研の Patent・技術移転ポリシー

研究成果の最大限の知的財産権化と技術移転の推進

1. 論文と知的財産権を同じ位置づけで扱う
2. 研究開発の初期の段階から、研究開発テーマに関連する国内外の特許の調査/把握を行う
3. 学会発表/論文発表前に特許出願を行う
4. 確保した知的財産権の技術移転は、職員の責務
5. そのための体制整備、研修

その他、権利譲渡、ライセンス等に関する考え方を示した「知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程」、産学官連携の推進に当たり不可避的に生じ得る利益相反や責務相反の問題に対する産総研の姿勢とルールを明示した「利益相反マネージメントポリシー」等をHPで公表

http://www.aist.go.jp/aist_j/outline/outline.html

研究成果物等取扱規程

- 帰属：発生した段階で研究所に帰属。外部機関で得られた成果物等は、外部機関の規則を尊重。
- 秘密の保持義務：成果を所外に発信する際には、ユニット長の了解。秘密情報を外部組織に開示する際は、秘密保持契約を締結。
- 研究成果物（有体物）の提供等：研究試料提供契約(MTA)に基づいた提供および受取。

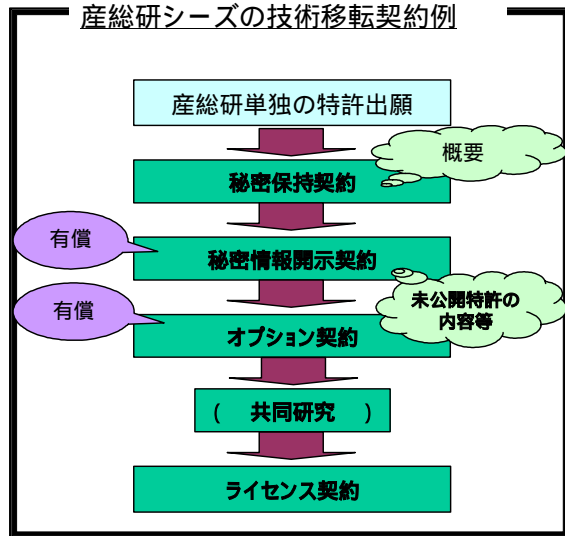
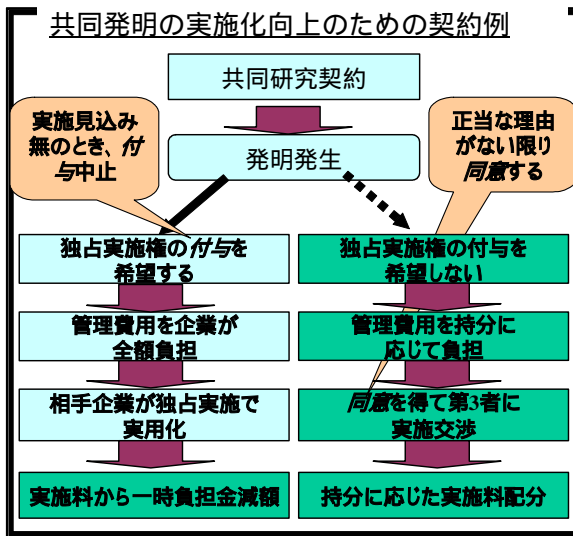
職務発明取扱規程

- 対象：特許等の産業財産権、プログラム、データベース、ノウハウ等の無体財産権。
- 帰属：職務発明に係る知的財産権は、研究所に帰属。
退職・兼業等でベンチャー自ら実施の場合、持分50%まで譲渡を可能
- 補償金：登録時に規定額。実施、譲渡時に、価値に応じた補償金。（実施料の25%総額上限なしの個人還元。産総研を辞めた後でも還元を継続。）

研究試料取扱規程

- 対象：試薬、試料、実験動物(マウス等)、菌株、試作品、細胞組織等。
 - 帰属：研究所に帰属。
 - 管理：作製者が管理。
 - 契約による提供：MTAによる提供を規定。
 - 提供奨励金(有償提供の場合、25%を還元)
- MTA (Material Transfer Agreement) の条項例
- | | |
|----------|-----------|
| 目的外使用禁止 | 第3者への提供禁止 |
| 秘密保持 | 公表条件 |
| 知的財産権の帰属 | 対価 |
| 免責事項 | |

(参考)産総研におけるライセンス契約例



秘密保持契約

- 秘密保持対象の特定（マークやスタンプ）
- 第三者に開示しない（特許法上の公知にしない）
- 開示された情報に基づいて発生した知的財産権の扱い
- 目的の確認および目的外使用の禁止
- 目的外コピーの禁止
- 損害賠償責任
- 有効期間（契約終了から数年）

秘密情報開示契約

- 被開示者は、特許出願公開前の情報に基づいて、産総研特許に近い内容の特許出願を可能。但し、産総研も出願人となる（契約書条項）。
- 産総研は、複数の相手先と契約可能（異業種を意識）。

オプション契約

- 実施料率や独占の有無などの条件付で、後日の実施契約を予約する契約
- 後日、相手先が同じ条件で実施を申し込んだとき、産総研は断ることができない。

国の予算により創出された研究成果の研究機関への帰属の推進

- 日本版バイドール制度(産業活力再生特別措置法第30条)の適用拡大については、各省との連携によりほぼ全ての委託研究において達成されているところ。

- 日本版バイドール制度の全ての委託研究への適用については、各省連絡会を開催し、平成13年度57%の適用が平成14年度88%の適用にまで浸透。また、適用されなかった分についても、適用可能な分については各省とも既に関連規程等の整備を行ったことにより、平成15年度の委託研究においては、ほぼ全て(9割以上)に適用される見込み。

主要省庁の委託研究開発における日本版バイドール適用状況(平成14年度実績)

	バイドール適用	バイドール非適用	合計(全体での割合)	単位:億円
経済産業省	1990	8	1998(40%)	
防衛庁	1218	0	1218(24%)	
文部科学省(注3)	664	495	1159(23%)	
総務省	242	0	242(4.8%)	
農林水産省	192	31	223(4.5%)	
厚生労働省	19	68	87(1.7%)	
国土交通省	38	10	48(1.0%)	
環境省	23	0	23(0.5%)	
警察庁	5	0	5(0.1%)	
合計	4391 (88%)	612 (12%)	5003 (100%)	

(出典) 主要省庁からの資料より、経済産業省作成、平成14年度実績。

(注1) 国からの「直接委託分」と、国から出資・補助等を受けた独法、特殊法人からの「間接委託分」についての合計。

(注2) 国立大学への委託など、日本版バイドール適用ではないものの実質上委託先に知的財産権を帰属させているものについては、「バイドール適用」にカウントした。

(注3) 文部科学省のうち科学技術振興機構分、日本学術振興会分、海洋科学技術センター分、核燃料サイクル開発機構分については平成15年度当初より原則全て適用。

- なお、請負によるソフトウェア開発事業の成果帰属のあり方については、第22回IT戦略本部「e-Japan戦略 加速化パッケージ(素案)」(平成15年12月)において、ソフトウェアのみならずコンテンツを含めた著作権の帰属のあり方についての検討が求められているところ。

知的財産を活用した中小・ベンチャーの活性化

- 地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、中小・ベンチャー企業に対して知的財産を活用した事業化のための支援を行う予定。
- 中小・ベンチャー企業が他企業等との共同技術開発に円滑に取り組めるよう、秘密保持契約の普及等の環境整備を行う予定。

- 大学等から創出された知的財産を中小企業がより利用しやすくするための支援の実施
 - 大学発事業創出実用化研究開発事業(マッチングファンド)の実施(再掲)。
 - 地域における産学官コンソーシアムによる研究開発の実施。
- 知的財産を活用した事業化・製品化のための支援(平成16年度より)
 - 地域の中小・ベンチャー企業に対して、一定期間知的財産の専門家を派遣し、企業における知的財産を活用するためのビジネスプランや知的財産戦略づくりを支援予定。
 - 事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業に対して、実用化開発、技術評価、知的財産取得等に対する資金面での助成とともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に実施、事業化を強力に支援予定。
- 知的財産を有する中小・ベンチャー企業と他企業等との共同技術開発の円滑化
 - 産業クラスター計画を推進していくに当たり、中小・ベンチャー企業が企業間連携・産学連携に円滑に取り組めるよう、ノウハウ・営業秘密等の知的財産に係る秘密保持契約等を適切に行うためのマニュアルを作成予定。

知的財産専門人材の育成

- 特許審査迅速化に必要な基盤強化のため、研修・人材育成機能の強化を図る予定。

- 特許審査迅速化に必要な基盤強化のため、独立行政法人工業所有権総合情報館に研修・人材育成のための業務を追加することで、特許庁内向けの研修を強化するとともに、技術調査人材、弁理士等の育成に貢献できるよう人材育成機能を強化する予定。

(知的財産戦略本部「権利保護基盤に関する専門調査会」においても報告済み)